

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次	ページ
訓令	1

訓 令

秋田県事務決裁規程の一部を改正する訓令(一六・人事課)……………1

秋田県訓令第十六号

庁中一般
各地方機関

秋田県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年四月一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田県事務決裁規程(昭和五十一年秋田県訓令第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「事務」の下に「又は法令の規定若しくは知事からの委任により地方機関の長の権限に属する事務」を、「常時知事」の下に「又は当該地方機関の長」を加え、同項第四号中「及び」を、「、局及び」に改め、同項第五号中「及び組織規則第十五条の四第二項に規定する北秋田地方部大館地区総合事務所」を削り、同項第七号中「第二百四十五条第二項第一号」を、「第二百四十五条第二項の表第一号」に、「同項第二号」を、「同表第一号」に改める。

第三条第三項中「課長」の下に「(局長を含む。以下同じ。)」を加える。

第四条第二項中「地方部長」を、「地域振興局長」に改め、同条第三項中「地方部」を、「地域振興局」に改める。

第五条中「別表第六に定めるとおり」を、「当該事務を所掌する部長が別に定めるも

の」に改める。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第七条中「、第四条及び第五条」を、「及び第四条」に、「一」を「いずれかに」に改める。

第七条の二第四項中「政策監」の下に「、防災監」を加える。

第七条の三第一項中「の班長」の下に「(次項に規定する班の班長を除く。)」を加え、同条第三項中「前二項」を、「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 地域振興局の部の課又は室に置かれる班の班長の専決する事項については、当該班長が不在のときは、当該課又は室の長が専決するものとし、当該班長が不在のときは、当該課又は室の長が専決するものとし、当該班長が不在のときは、当該班長が不在のときは、当該課又は室の長が専決するものとし、当該班長が不在のときは、当該課又は室の長が専決するものとする。この場合において、地域振興局の福祉環境部の課に置かれる班の班長の専決する事項については、「課又は室の長」とあるのは「課の長」と、「部の長」とあるのは「部の次長が専決するものとし、当該班長、課の長及び部の次長がいずれも不在の場合は、当該部の長」と読み替えるものとする。

第九条第二項中「別表第七に定める事項は、同表に」を、「別に部長が定める事項は、当該部長の」に改める。

第十条第一項の表本庁の項第四号中「財政課長」の下に「、総合防災課長」を加え、「及び建設管理課長」を、「、医務薬事課長、環境政策課長、農地整備課長、産

業経済政策課長、建設管理課長及び検査課長」に改め、同項第五号中

政策監

当該事務を所掌する班の班長

を削り、同項第六号を次のように改め

六 秘書課長	当該事務を担当する政策監	班長		
--------	--------------	----	--	--

第十条第一項の表本庁の項中第十二号を第十八号とし、第十一号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 検査課長		当該事務を担当する技術管理監	当該事務を所掌する班の班長

第十条第一項の表本庁の項第十号を同項第十一号とし、同号の次に次の四号を加える。

十二 医務薬事課長		政策監	当該事務を所掌する班の班長
十三 環境政策課長		政策監	当該事務を所掌する班の班長
十四 農地整備課長		技術管理監	当該事務を所掌する班の班長

所掌する班の班長

十五 産業経済政策課長		政策監	当該事務を所掌する班の班長

第十条第一項の表本庁の項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 総合防災課長		防災監	当該事務を所掌する班の班長

第十条第一項の表地方機関の項第二号中「第十三号」を「第十二号」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 地域振興局		地域振興局長	総務企画部長、県税部長、農林部長又は建設部長	当該事務を主管する課長又は出納室長	別表第四に定める事項以外の事項にあつては、当該事務を所掌する班の班長	別表第四に定める事項
福祉環境部長		次長	当該事務を主管する課	別表第四に		

事務所の長	福祉環境部長	総務企画部長、 農林部長、 建設部長				
当該事務を 所掌する班 の班長(班 を置かない 場合にあつ	次長	当該事務を 主管する課 長又は出納 室長	当該事務を 所掌する出 張所長	当該事務を 所掌する班 の班長(班 を置かない 場合にあつ ては、地域 振興局長が あらかじめ 指定する職 員)		
	当該事務を 主管する課 長	当該事務を 所掌する班 の班長				
	当該事務を 所掌する班 の班長					長
						以外の事項 にあつて は、当該事 務を所掌す る班の班長

出納室長	課長		
班長	当該事務を 所掌する班 の班長	当該事務を 所掌する出 張所長	では、事務 所の長があ らかじめ指 定する職 員)

第十条第一項の表地方機関の項第四号中「生物資源科学部長」の下に「、生物資

源科学研究科長」を加え、

附属生物工学 研究所長	附属生物工 学研究所長
職員	があらかじ め指定する 職員

を削り、同項第五号を削り、同項中第六号を第五号とし、第七号が

ら第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十三号中

次長	所長	総務管理課	次長
----	----	-------	----

	<ol style="list-style-type: none"> 3 所掌事務に係る輕易な決定、認定、承認等に関すること。 4 所掌事務に係る輕易な聴聞及び弁明の機会の付与に関すること。 5 所掌事務に係る輕易な指導、指示、措置、調査、検査等に関すること。 6 所掌事務に係る重要な講習会、講演会、説明会等の開催に関すること。 7 所掌事務に係る輕易な備付帳票の調整並びに縦覧及び閲覧に関すること。 8 所掌事務に係る重要な事実の証明及び謄本、抄本等の交付に関すること。 9 所属の職員の海外出張及び復命に関すること。 10 所属の課長及び出納室長（以下この項において「課長等」という。）の出張及び復命に関すること。 11 所属の職員の休暇及び職務免除（課長等以外の職員の年次休暇を除く。）に関すること。 12 所属の課長等の時間外勤務、休日勤務、宿日直勤務及び特殊勤務の命令に関すること。 13 所属の職員の欠勤に関すること。 14 所属の職員の事務引継に関すること。 15 扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の支給の認定、決定等に関すること。 16 児童手当の支給資格及び額の認定等に関すること。 17 所属の職員の管理職員特別勤務手当の支給の対象となる勤務の確認に関すること。 18 臨時的任用職員の任免並びに部分休業の承認及び取消しに関すること。 19 職員等の旅費に関する条例第44条の規定による旅費の調整に関すること。 20 所掌事務に係る前各号に類する事項
--	---

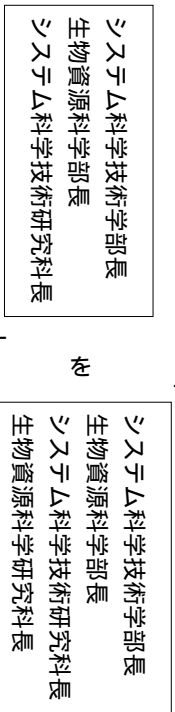
<p>農税部長 福祉環境部長 農林部長 建設部長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所掌事務に係る重要な照会、回答、通知、依頼、協議等に関すること。 2 所掌事務に係る重要な申請、届出、報告、進達、副申等に関すること。 3 所掌事務に係る輕易な決定、認定、承認等に関すること。 4 所掌事務に係る輕易な聴聞及び弁明の機会の付与に関すること。 5 所掌事務に係る輕易な指導、指示、措置、調査、検査等に関すること。 6 所掌事務に係る重要な講習会、講演会、説明会等の開催に関すること。 7 所掌事務に係る輕易な備付帳票の調整並びに縦覧及び閲覧に関すること。 8 所掌事務に係る重要な事実の証明及び謄本、抄本等の交付に関すること。 9 所属の職員の海外出張及び復命に関すること。 10 所属の課長の出張及び復命に関すること。 11 所属の職員の休暇及び職務免除（課長以外の職員の年次休暇を除く。）に関すること。 12 所属の課長の時間外勤務、休日勤務、宿日直勤務及び特殊勤務の命令に関すること。 13 所属の職員の欠勤に関すること。 14 所属の職員の事務引継に関すること。 15 所属の職員の管理職員特別勤務手当の支給の対象となる勤務の確認に関すること。 16 所掌事務に係る前各号に類する事項
<p>大館地区総合事務所長及び仙北平野農村整備事務所長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所掌事務に係る重要な照会、回答、通知、依頼、協議等に関すること。 2 所掌事務に係る重要な申請、届出、報告、進達、副申等に関すること。 3 所掌事務に係る輕易な決定、認定、承認等に関すること。

<p>4 所掌事務に係る輕易な聴聞及び弁明の機会の付与に関する事。</p> <p>5 所掌事務に係る輕易な指導、指示、措置、調査、検査等に関する事。</p> <p>6 所掌事務に係る重要な講習会、講演会、説明会等の開催に関する事。</p> <p>7 所掌事務に係る輕易な備付帳票の調整並びに縦覧及び閲覧に関する事。</p> <p>8 所掌事務に係る重要な事実の証明及び謄本、抄本等の交付に関する事。</p> <p>9 所属の職員の海外出張及び復命に関する事。</p> <p>10 所属の班長の出張及び復命に関する事。</p> <p>11 所属の職員の休暇及び職務免除（班長以外の職員の年次休暇を除く。）に関する事。</p> <p>12 所属の班長の時間外勤務、休日勤務、宿日直勤務及び特殊勤務の命令に関する事。</p> <p>13 所属の職員の欠勤に関する事。</p> <p>14 所属の職員の事務引継に関する事。</p> <p>15 所掌事務に係る前各号に類する事項</p>	<p>8 所掌事務に係る重要な事実の証明及び謄本、抄本等の交付に関する事。</p> <p>9 所属の職員の海外出張及び復命に関する事。</p> <p>10 所属の職員（出張所長以外の出張所の職員を除く。）の出張及び復命に関する事。</p> <p>11 所属の職員の休暇及び職務免除（出張所長以外の出張所の職員の年次休暇を除く。）に関する事。</p> <p>12 所属の職員（出張所長以外の出張所の職員を除く。）の時間外勤務、休日勤務、宿日直勤務及び特殊勤務の命令に関する事。</p> <p>13 所属の職員の欠勤に関する事。</p> <p>14 所属の職員の事務引継に関する事。</p> <p>15 所掌事務に係る前各号に類する事項</p>
<p>萩形・森吉 △管理事務所 長及び素波 里・水沢△ 管理事務所長</p> <p>1 所掌事務に係る重要な照会、回答、通知、依頼、協議等に関する事。</p> <p>2 所掌事務に係る重要な申請、届出、報告、進達、副申等に関する事。</p> <p>3 所掌事務に係る輕易な決定、認定、承認等に関する事。</p> <p>4 所掌事務に係る輕易な聴聞及び弁明の機会の付与に関する事。</p> <p>5 所掌事務に係る輕易な指導、指示、措置、調査、検査等に関する事。</p> <p>6 所掌事務に係る重要な講習会、講演会、説明会等の開催に関する事。</p> <p>7 所掌事務に係る輕易な備付帳票の調整並びに縦覧及び閲覧に関する事。</p>	<p>前2項の事務所の長を除く事務所の長</p> <p>1 所掌事務に係る重要な照会、回答、通知、依頼、協議等に関する事。</p> <p>2 所掌事務に係る重要な申請、届出、報告、進達、副申等に関する事。</p> <p>3 所掌事務に係る輕易な決定、認定、承認等に関する事。</p> <p>4 所掌事務に係る輕易な聴聞及び弁明の機会の付与に関する事。</p> <p>5 所掌事務に係る輕易な指導、指示、措置、調査、検査等に関する事。</p> <p>6 所掌事務に係る重要な講習会、講演会、説明会等の開催に関する事。</p> <p>7 所掌事務に係る輕易な備付帳票の調整並びに縦覧及び閲覧に関する事。</p> <p>8 所掌事務に係る重要な事実の証明及び謄本、抄本等の交付に関する事。</p> <p>9 所属の職員の海外出張及び復命に関する事。</p> <p>10 所属の職員の出張及び復命に関する事。</p>

<p>11 所属の職員の休暇及び職務免除に関すること。 12 所属の職員の時間外勤務、休日勤務、宿日直勤務及び特殊勤務の命令に関すること。 13 所属の職員の欠勤に関すること。 14 所属の職員の事務引継に関すること。 15 所掌事務に係る前各号に類する事項</p>	<p>1 所掌事務に係る軽易な照会、回答、通知、依頼、協議等に関すること。 2 所掌事務に係る軽易な申請、届出、報告、進達、副申等に関すること。 3 所掌事務に係る軽易な講習会、講演会、説明会等の開催に関すること。 4 所掌事務に係る軽易な事実の証明及び謄本、抄本等の交付に関すること。 5 所属の班長の出張及び復命に関すること。 6 所属の班長の年次休暇に関すること。 7 所属の班長の時間外勤務、休日勤務、宿日直勤務及び特殊勤務の命令に関すること。 8 所掌事務に係る前各号に類する事項</p>	<p>出張所長</p> <p>1 所掌事務に係る軽易な照会、回答、通知、依頼、協議等に関すること。 2 所掌事務に係る軽易な申請、届出、報告、進達、副申等に関すること。 3 所掌事務に係る軽易な講習会、講演会、説明会等の開催に関すること。 4 所掌事務に係る軽易な事実の証明及び謄本、抄本等の交付に関すること。 5 所属の職員の出張及び復命に関すること。 6 所属の職員の年次休暇に関すること。 7 所属の職員の時間外勤務、休日勤務、宿日直勤務及び特殊勤務の命令に関すること。</p>
---	--	--

<p>班長</p>	<p>1 所掌事務に係る特に軽易な照会、回答、通知、依頼、協議等に関すること。 2 所掌事務に係る特に軽易な申請、届出、報告、進達、副申等に関すること。 3 所掌事務に係る特に軽易な講習会、講演会、説明会等の開催に関すること。 4 所掌事務に係る特に軽易な事実の証明及び謄本、抄本等の交付に関すること。 5 所属の職員の出張及び復命に関すること。 6 所属の職員の年次休暇に関すること。 7 所属の職員の時間外勤務、休日勤務、宿日直勤務及び特殊勤務の命令に関すること。</p>
-----------	--

「システム科学研究科長、〇次郎」、「生物資源科学研究科長、やんべ」
「システム科学技術学部等」の次郎（学長を含む。次号から第8号までにおいて同じ。）、「やんべ」
「短期大学部長、〇次郎」（学長を含む。次号から第8号までにおいて同じ。）、「やんべ」
「生物資源科学部長の専決事項にあつては、附属生物工学研究所長を含む。以下この項において同じ。）」
「（大潟事務室長の専決事項にあつては、附属生物工学研究所において同じ。）」
「（大潟事務室長の専決事項にあつては、附属生物工学研究所において同じ。）」



「職員」の次郎（園長を含む。第2号及び第14号から第16号までにおいて同じ。）」
「事務局長、」やんべ「園長、事務局長、」
「事務局長等、」やんべ「園長等、」
「事務局長、」やんべ「園長等、」
「事務局長、」やんべ「園長等、」

「事務回廊等」を「回廊等」に改め、同表衛生科学研究所所長の項第九号中「職員」の次に「(所長を含む。第十一号、第十三号、第十五号及び第十八号において同じ。)」を加え、同項第十号及び第十一号中「部長」を「所長、部長」に改め、同表脳血管研究センター所長の項第二号中「副所長」を「所長、副所長」に改め、「副所長等」を「所長等」に改め、同項第三号から第七号までの規定中「副所長等」を「所長等」に改め、同表脳血管研究センター事務局長の項第十三号及び第十四号中「副所長等」を「所長等」に改め、同表リハビリテーション・精神医療センター所長の項第二号中「副所長、」を「所長、副所長、」に改め、「副所長等」を「所長等」に改め、同項第三号から第七号までの規定中「副所長等」を「所長等」に改め、同表リハビリテーション・精神医療センター事務部長の項第十三号及び第十八号中「副所長等」を「所長等」に改め、同表衛生看護学院学院長の項第九号中「職員」の次に「(持原和を含む。第十一号、第十三号、第十五号及び第十八号において同じ。)」を加え、同表総合生活文化会館館長の項第十号中「職員」の次に「(館長を含む。第十二号及び第十四号において同じ。)」を加え、同項第十一号中「生活センター所長」を「館長、生活センター所長」に改め、同項第十二号中「生活センター所長」を「館長、生活センター所長」に改め、同項第十三号中「職員」に改め、同項第十四号及び第十五号及び第十八号中「所長等」を「館長等」に改め、同表総合食品研究所所長の項第二号中「次長」を「所長及び次長(以下総合食品研究所の項において「所長等」という。))」に改め、同項第三号から第七号までの規定中「次長」を「所長等」に改め、同表総合食品研究所次長の項第九号、第十一号、第十三号、第十四号及び第十七号中「次長」を「所長等」に改め、同表高度技術研究所所長の項第十号中「職員」の次に「(所長を含む。))」を加え、同項第十一号中「次長」を「所長及び次長(以下高度技術研究所の項において「所長等」という。))」に改め、同項第十二号から第十五号までの規定中「次長」を「所長等」に改め、同表高度技術研究所次長の項第一号、第二号、第四号、第五号及び第八号中「次長」を「所長等」に改め、同表高度技術研究所の項中「

「
 次長
 」
 を
 「
 庶務を所掌
 する次長
 」
 に改める。

別表第六及び別表第七を削る。
 別表第八人事課長の項第一号を次のように改める。
 1 執行機関たる委員会の委員及び委員の任免に関すること。
 別表第八人事課長の項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一
 号を加える。
 4 個別的事務及び所長の権限に属する事務に関する決裁権者の定め及び変更に関

すること。
 別表第八人事課長の項第七号を削り、同表を別表第六とする。
 附 則
 この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

発 行 者 秋 田 県
 秋田市山王四丁目一番一号
 購読料金 一月三千五百円

印 刷 所
 印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 862-8766 FAX 863-0005
 E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原印刷社

